

令和 7 年度白井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、白井市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため定める。

2 定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

この方針は、白井市すべての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者福祉法」という。）第 123 条第 1 項に規定する以下の施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）で定める以下の事業所

ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）

（ア）障害者の雇用者数が 5 人以上

（イ）障害者の割合が従業員の 20% 以上

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

5 調達方針の担当部署

この方針の担当部署は、福祉部障害福祉課とする。

6 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のことを実施する。

(1) 情報の提供

障害福祉課は、障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各部署にその情報を提供する。

(2) 優先調達の依頼

障害福祉課は、障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。

(3) 優先調達

各部署は、障がい者就労施設等からの調達について検討し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 物品等の調達の目標

物品及び役務の調達額の合計が、次の額を上回ることを目標とする。

令和6年度調達目標額 746,000円

（内訳）役務 609,000円 物品 137,000円

8 調達目標及び調達実績の公表

(1) 毎年度、調達目標を定めたときは、市ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。

(2) 調達実績については、市ホームページ等の方法により速やかに公表するものとする。

9 その他

物品等の調達のほか、障がい者就労施設等による市役所内での物品販売のための場所の確保に配慮し、販売機会の確保や市民等への周知の促進に努めるものとする。